



山形県公報

平成23年10月21日（金）
第2287号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………（税 政 課）…1052
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…1053
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）…1055
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る  
事業所の名称の変更……………（最上総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1056
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（ 同 ）… 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）… 同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…1057
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1058
- 同……………（ 同 ）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…1059
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 都市計画事業の認可……………（ 同 ）…1060

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…1061
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（ 同 ）… 同
- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………（雇用対策課）…1062
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（警察本部）… 同

○同 .....（新庄病院）…1063

**告 示****山形県告示第869号**

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第130条第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。  
平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名     | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定年月日       |
|---------|-----------------|-------------|
| 工 藤 吉 一 | 尾花沢市横町一丁目11番33号 | 平成23. 8. 30 |

**山形県告示第870号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|---------------------|---------------------|------------|
| 山 形 市 休 日 夜 間 診 療 所 | 山形市香澄町二丁目9番39号      | 平成23. 9. 1 |
| あ お ば 歯 科 医 院       | 最上郡金山町大字金山319番地     | 同          |

**山形県告示第871号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-----------------------|---------------------|-------------|
| 山 形 市 医 師 会 休 日 診 療 所 | 山形市香澄町二丁目9番13号      | 平成23. 8. 31 |
| こ く ぶ 歯 科             | 最上郡金山町大字金山319番地     | 同           |

**山形県告示第872号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地                    | 指定年月日       |
|-----------------------|---------------------|-------------------------------|-------------|
| 通所介護 ひいらぎ             | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市西田三丁目16番32号<br>NEO SKY西田1F | 平成23. 8. 19 |
| 有限会社 ディサービスセンター三光舎・新庄 | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 新庄市万場町3番地の29                  | 同 9. 1      |
| 虹 居宅介護支援事業所           | 居 宅 介 護 支 援         | 新庄市十日町6373番地の76               | 同 9. 13     |
| 宅老所まえた                | 通 所 介 護             | 山形市前田町6番40号                   | 同 10. 4     |
| 宅老所嶋                  | 通 所 介 護             | 山形市嶋南一丁目10番13号                | 同           |

### 山形県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
短期入所生活介護事業所 ソーレ東根  
東根市温泉町二丁目5番3-5号

- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称                |                   | 変更年月日      |
|--------------------------|-------------------|------------|
| 変 更 前                    | 変 更 後             |            |
| 介護予防短期入所生活介護事業所<br>ソーレ東根 | 短期入所生活介護事業所 ソーレ東根 | 平成23. 4. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
通所介護事業所 ソーレ東根  
東根市温泉町二丁目5番3-5号

- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称         |               | 変更年月日      |
|-------------------|---------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後         |            |
| 介護予防通所介護事業所 ソーレ東根 | 通所介護事業所 ソーレ東根 | 平成23. 4. 1 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
協立大山診療所 にじの家  
鶴岡市大山二丁目26番3号

- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称 |              | 変更年月日       |
|-----------|--------------|-------------|
| 変更前       | 変更後          |             |
| 協立大山診療所   | 協立大山診療所 にじの家 | 平成23. 10. 1 |

## 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

協立大山診療所  
鶴岡市大山二丁目26番3号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |         | 変更年月日       |
|--------------|---------|-------------|
| 変更前          | 変更後     |             |
| 協立大山診療所 にじの家 | 協立大山診療所 | 平成23. 10. 1 |

## 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ジャパンケア新庄城西  
新庄市城西町7番11号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称              |            | 変更年月日       |
|------------------------|------------|-------------|
| 変更前                    | 変更後        |             |
| ハッピー新庄城西・小規模多機能型ステーション | ジャパンケア新庄城西 | 平成23. 10. 1 |

## 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ジャパンケア新庄金沢  
新庄市金沢1863番地1号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称         |            | 変更年月日       |
|-------------------|------------|-------------|
| 変更前               | 変更後        |             |
| ハッピー新庄・デイサービスセンター | ジャパンケア新庄金沢 | 平成23. 10. 1 |

## 7 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ジャパンケア新庄金沢  
新庄市金沢1863番地1号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称         |            | 変更年月日       |
|-------------------|------------|-------------|
| 変更前               | 変更後        |             |
| ハッピー新庄・ヘルパーステーション | ジャパンケア新庄金沢 | 平成23. 10. 1 |

- 8 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 ジャパンケア新庄金沢  
 新庄市金沢1863番地1号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称        |            | 変更年月日     |
|------------------|------------|-----------|
| 変更前              | 変更後        |           |
| ハッピー新庄・居宅介護支援事業所 | ジャパンケア新庄金沢 | 平成23.10.1 |

- 9 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 ジャパンケア天童  
 天童市老野森二丁目7番1号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称         |          | 変更年月日     |
|-------------------|----------|-----------|
| 変更前               | 変更後      |           |
| ハッピー天童・ヘルパーステーション | ジャパンケア天童 | 平成23.10.1 |

**山形県告示第874号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開設者  | 指定施術機関の所在地          | 指定年月日    |
|-----------|------|---------------------|----------|
| みなみ薫風整骨院  | 山田晶一 | 天童市東長岡二丁目7番34号102号室 | 平成23.9.4 |

**山形県告示第875号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地       |            | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日     |
|--------------------------------------|-------------------|------------|----------------|-----------|
|                                      | 変更前               | 変更後        |                |           |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー新庄・ヘルパーステーション | ジャパンケア新庄金沢 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成23.10.1 |
|                                      | 新庄市金沢1863番1号      |            |                |           |

**山形県告示第876号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                                         | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人遊佐町社会福祉協議会<br>飽海郡遊佐町遊佐字田子1番地 | 社会福祉法人遊佐町社会福祉協議会<br>指定障害福祉サービス事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字田子1番地 | 同 行 援 護     | 平成23.10.10 |

**山形県告示第877号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区

2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2

3 認可年月日  
平成23年10月12日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第878号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営小松原大沼地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称  
県営小松原大沼地区土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所  
山形市役所

3 縦覧に供する期間  
平成23年10月26日から同年11月25日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第879号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 今 野 眞     | 飽海郡遊佐町杉沢字田中 8 番地 |
| 同        | 小 野 寺 正 博 | 同 吉出字新割41番地の 3   |

**山形県告示第880号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年10月21日から同年11月3日まで縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄鮭川戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字神田字濁沢451番 1 から  
同 616番 5 まで
- 3 供用開始の期日 平成23年10月21日

**山形県告示第881号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年10月21日から同年11月3日まで縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中川代川尻余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長       |
|-------------------------------|------|---------------------|-----------|
| 東田川郡庄内町前田野目字北浦地76番から<br>同 上まで | 旧    | 9.0 メートル<br>} 11.0  | メートル<br>9 |
| 同 上                           | 新    | 11.0 メートル<br>} 11.5 | 同 上       |

**山形県告示第882号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年10月21日から同年11月3日まで縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 遊佐停車場藤崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長       |
|-------------------------------|------|-----------------------|-----------|
| 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴193番から<br>同 206番まで | 旧    | 11.2メートル<br>}<br>11.2 | メートル<br>4 |
| 同 上                           | 新    | 11.7メートル<br>}<br>11.7 | 同 上       |

**山形県告示第883号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年10月21日から同年11月3日まで縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 中川代川尻余目線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町前田野目字北浦地76番から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成23年10月21日

**山形県告示第884号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年10月21日から同年11月3日まで縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 遊佐停車場藤崎線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴193番から  
同 206番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年10月21日

**山形県告示第885号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町大字長沢地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年10月3日から同月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第886号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市長岡地域
- 2 公共測量を実施する期間



平成23年10月11日から平成24年3月15日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量）

---

**山形県告示第887号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類

山形広域都市計画用途地域

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

---

**山形県告示第888号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類

山形広域都市計画特別用途地区

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

---

**山形県告示第889号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画下水道

(2) 名 称 上山市公共下水道

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

---

**山形県告示第890号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき村山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類

村山都市計画用途地域

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

---

**山形県告示第891号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 都市計画事業の種類及び名称
  - 種類 長井都市計画道路事業
  - 名称 3・4・10号桐町成田線
- 施行者の名称  
山形県
- 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 事業地の所在
  - 収用の部分 長井市本町一丁目及び二丁目並びに栄町地内
  - 使用の部分 なし
- 告示年月日及び番号  
平成23年10月13日 東北地方整備局告示第170号

**教育委員会関係****規 則**

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月21日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

**山形県教育委員会規則第11号****山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成15年4月1日教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**企業局関係****規 程****山形県企業管理規程第12号**

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月21日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

**山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例）

- 職員が山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。）附則第5項各号に掲げる作業に従事した場合における第3条の規定の適用については、同条中「及び用地等交渉業務手当」とあるのは、「、用地等交渉業務手当及び公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当」とする。

- 4 職員が特殊勤務手当条例附則第5項各号に掲げる作業に従事した場合における第6条第1項の規定の適用については、同項中「用地等交渉業務手当」とあるのは、「用地等交渉業務手当、公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当」とする。
- 5 職員が東日本大震災に対処するため第5条第1項に規定する危険を伴う作業に引き続き5日以上従事した場合の危険作業手当の額は、同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、同条第3項各号の作業の区分に応じ同号に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の規定は、平成23年3月11日から適用する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人国際応用情報学研究機構
  - (2) 代表者の氏名  
松尾 徳朗
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町5387番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は主として、市民をはじめ国を越えてよりよい情報化社会を実現するための活動を望む個人や法人に対して、応用情報学に関する研究調査、研究成果の公開ならびに図書の出版、先端技術に関する啓蒙と教育、学会開催、産学間連携および産業振興のための助言に関する事業を行い、応用情報学の理解促進と情報化社会の発展および科学技術の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ひびき
  - (2) 代表者の氏名  
小林 真
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市舟場9番18号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、児童の健全育成と高齢者、障がい者の福祉の向上、および森林の整備管理に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

山形県労働委員会の第42期委員の補欠の労働者委員を1名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続  
別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。  
(1) 被推薦者の履歴書  
(2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書  
(3) 推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
- 4 推薦期間  
平成23年11月7日（月）から同月11日（金）まで
- 5 推薦書の提出先  
生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地  
(電話番号 )  
労働組合名  
代表者氏名 ㊟

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第42期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日        | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|-------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生 ( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
 なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成23年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部交通規制課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号(023)626-0110

- 3 落札者を決定した日 平成23年10月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役 井上 政清  
大阪市北区堂島一丁目5番30号
- 5 落札金額 2,301,873円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年8月26日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年10月21日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
全身用マルチスライスCT装置システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係  
新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年9月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社シバタイムテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 38,661,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

平成23年10月21日印刷  
平成23年10月21日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056